

議案第41号

二宮町税条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年6月5日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方税法の改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例（昭和50年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第15項第2号を削り、同項第3号中「第6号」を「第5号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第33項」を「第30項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第33項」を「第30項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「第33項」を「第30項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第33項」を「第30項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号を削り、同項第9号中「第33項」を「第30項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第10号中「第33項」を「第30項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第11号中「第33項」を「第30項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第12号中「第33項」を「第30項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第13号中「第33項」を「第30項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第14号中「第44項」を「第38項」に改め、同号を同項第12号とし、同項第15号中「第45項」を「第39項」に改め、同号を同項第13号とし、同項第16号中「第47項」を「第41項」に改め、同号を同項第14号とし、同項第17号中「第4項」を「第2項」に改め、同号を同項第15号とし、同項に次の1号を加える。

(16) 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第21項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 改正後の二宮町税条例の規定は、公布の日から適用し、令和元年度分までについては、なお従前の例による。

(議案第41号) 二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～14 (略) (固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(3) 法附則第15条第30項第1号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(4) 法附則第15条第30項第1号ロに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(5) 法附則第15条第30項第1号ハに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(6) 法附則第15条第30項第1号ニに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(7) 法附則第15条第30項第2号イに規定する条例で定める割合は、12分の7とする。</p> <p>(8) 法附則第15条第30項第2号ロに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(9) 法附則第15条第30項第3号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(10) 法附則第15条第30項第3号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(11) 法附則第15条第30項第3号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(12) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(13) 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(14) 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>(15) 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>附 則 1～14 (略) (固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>(3) 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(4) 法附則第15条第33項第1号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(5) 法附則第15条第33項第1号ロに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(6) 法附則第15条第33項第1号ハに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(7) 法附則第15条第33項第1号ニに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(8) <u>法附則第15条第33項第1号ホに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>(9) 法附則第15条第33項第2号イに規定する条例で定める割合は、12分の7とする。</p> <p>(10) 法附則第15条第33項第2号ロに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(11) 法附則第15条第33項第3号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(12) 法附則第15条第33項第3号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(13) 法附則第15条第33項第3号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(14) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(15) 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(16) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>(17) 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>

改正後	改正前
<p>(16) <u>法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。</u></p> <p>16～20 (略)</p> <p>(環境性能割の非課税)</p> <p>21 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間(附則第30項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>22～29 (略)</p>	<p>16～20 (略)</p> <p>(環境性能割の非課税)</p> <p>21 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間(附則第30項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>22～29 (略)</p>